

VII章 資料

1. 安全管理・指導

2011年8月24日、スポーツ基本法（文献10）が施行され、その基本理念第4項に「スポーツは、スポーツを行う者の健康の保持増進および安全の確保が図られるよう推進されなければならない。」と記され、安全の確保については、指導者の努力義務であることが明示された。

社会教育、学校教育での指導者は、常にクラブ員や児童・生徒等が安全に相撲を行うことができるよう、クラブ員や児童・生徒等の健康状態、指導に際しての安全面および怪我や事故が起こったときの対処・対応について、十分把握し、指導に当たることが責務である。

ここでは、安全確保ための確認事項および安全に配慮した指導法について記述する。

（1）安全確保のための確認事項

社会教育、学校教育において、クラブ員や児童・生徒等が安全で楽しく相撲に取り組むために、指導者は次のことを把握・確認する必要がある。

①町道場・クラブ、スポーツ少年団の場合

（i）入会時

- ・入会者の既往症等とかかりつけの医療機関の確認
- ・入会者の交通手段と経路の確認
- ・スポーツ安全保険の加入

（ii）活動の前

- ・指導者、クラブ員等の出席状況の把握
- ・事故発生時の対応手順の確認
- ・AEDの設置場所、使用法の確認
- ・熱中症、感染症予防対策に関する確認
- ・施設、用具の安全の確認
- ・危険な体勢、ルールや禁止技の確認

（iii）活動の開始時

- ・出欠席の確認
- ・健康状態の把握
- ・つめ、めがね（対人での練習時には外す）等の確認

（iv）活動終了時

- ・怪我の有無、健康状態の確認
- ・施設、用具の確認、整備（次の活動のため）

②学校での授業・部活動の場合

（i）活動の前

- ・管理職、養護教諭の出勤状況の把握あるいは連絡先の把握
- ・事故発生時の対応手順の確認
- ・AEDの設置場所、使用法の確認
- ・熱中症、感染症予防対策に関する確認
- ・施設、用具の安全の確認
- ・児童・生徒の既往症等の確認
- ・危険な体勢、ルールや禁止技、禁止事項の確認

（ii）活動の開始時

- ・出欠席の確認
- ・健康状態の把握
- ・つめ、めがね（対人での練習時には外す）等の確認

（iii）活動の終了時

- ・怪我の有無、健康状態の確認
- ・施設、用具の確認、整備（次の活動のため）

（2）安全面に配慮した指導法

以下に示す安全面についての配慮をしながら、指導をすることが必要である。

①町道場・クラブ、スポーツ少年団および学校部活動の場合

（i）準備運動および整理運動

準備運動では、特に頸部のストレッチングを念に行い、頸部の外傷の防止に努める。

整理運動は、翌日に残る疲労を軽減するために、丁寧に行う。

（ii）段階的な指導（初心者の場合）

- ・基本動作
四股、腰割り、運び足、調体（てっぽう）、股割りなど
↓
- ・押しの練習
一丁押し
↓
- ・押しと受け身の反復練習
ぶつかり
↓
- ・実戦的練習
申し合い、三番稽古

(iii) 動きの中で受け身を定着
ぶつかり

(iv) 実戦的練習での工夫

- ・両者の間隔を狭くした立ち合い
最初は接触した状態から
 - ・禁止技および危険な体勢の確認
初心者に見られる無理な体勢や危険な状況の把握と対処法の確認
- ※上記については、指導者はもとより、クラブ員等にも十分理解させて、活動に臨むことが大切である。

②学校での授業の場合

(i) 準備運動および整理運動

準備運動では、特に頸部のストレッチングを念に行い、頸部の外傷の防止に努める。

整理運動では、体の各部を伸ばし、筋肉をリラックスさせ、疲労の回復を促す。

(ii) 段階的な指導

基本動作から、押しと寄り、さらにはその関連技術というように、段階的に指導する。一方、初

歩的段階から積極的に相撲遊びを取り入れ、蹲踞相撲などの動きの中で受け身を体得できるよう指導する。

押し、寄りおよびその関連技術について学ぶ段階で、押しや寄りをを用いた相撲を取り入れ、グループ学習の中で、子どもたち自身が自ら課題や効果的な方法を見つけることができるよう促す。そして、技を限定する、立ち合いの間隔を狭くするなどのルールを設けた相撲、さらには試合へと指導を進めていく。

(iii) 動きの中で受け身を定着

蹲踞相撲

(iv) 実戦的練習での工夫

- ・両者の間隔を狭くした立ち合い
最初は接触した状態から
 - ・禁止技および危険な体勢の確認
初心者に見られる無理な体勢や危険な状況の把握と対処法の確認
- ※上記については、指導者はもとより児童・生徒にも十分理解させて、授業に臨むことが大切である。

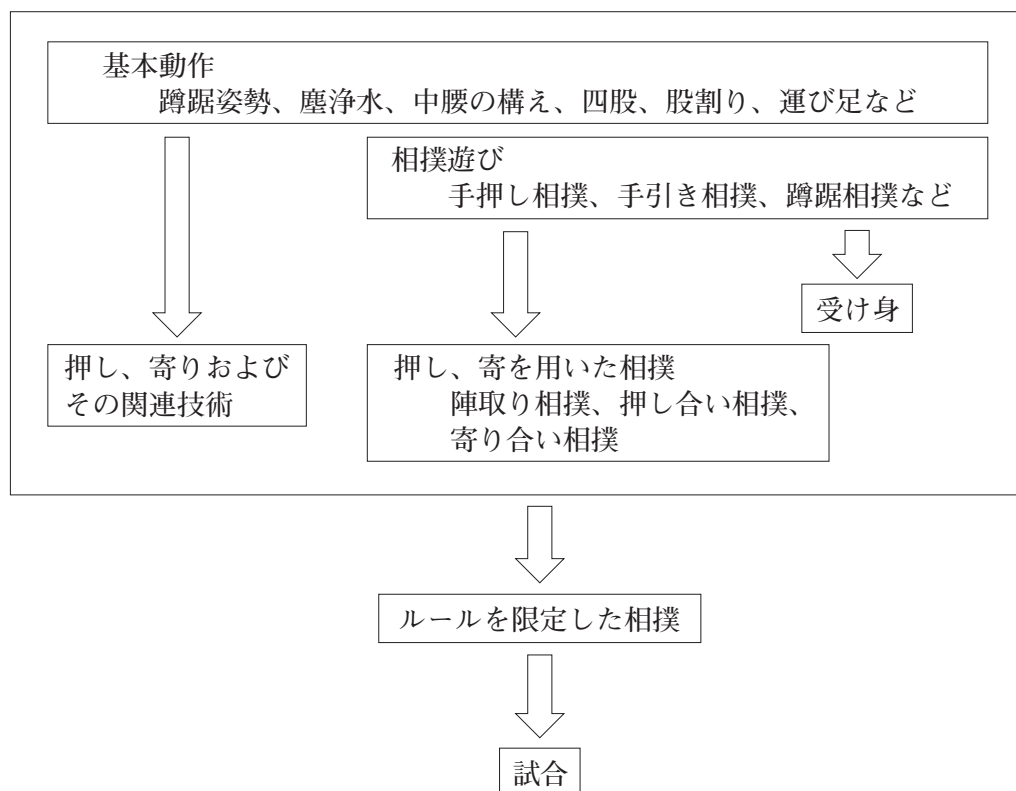


図 58 段階的な指導の例

＜参考1＞施設の安全管理

土俵

- ・凹凸や亀裂の確認
- ・俵のくくり紐^{ひも}のほつれなど確認
- ・砂の量の確認
- ・土俵面の水分量の確認

土俵に凹凸ができはじめたら、叩^{たた}いたり土を追加したりして平面にならすなど、安全な状態を維持する必要がある。

土俵面に適度な水分が含まれていないと、すべりやすくなり危険である。また、砂ぼこりも立ちやすくなり、喘息発作^{ぜんそく}などを誘発する危険性もある。そのため、適宜水を撒く必要がある。また、喘息発作の予防のために、当該の子どもにマスクを着用させるなど注意が必要な場合もある。

土俵周辺

- ・怪我につながる危険物がないか確認

鉄アレイ、トレーニング器具、ほうきなどの清掃用具、パイプ椅子、長机、暖房器具、扇風機などは、適切な場所に配置する。

＜参考2＞指導者の準備

- ・AEDの設置場所の確認および周知、使用方法の把握・確認
- ・医療機関との連携（緊急時の搬送先やその連絡

先等を練習場に掲示しておく)

- ・アイシング用の氷の確保（冷凍庫の設置が望ましい）
- ・救急救命講習等の受講、応急処置法の把握
- ・救急用品の整備、消耗した場合の補充

＜参考3＞事故発生時の対応

指導者は落ち着いて迅速かつ適切に対応できるようにしなくてはならない。

①応急処置（対応手順のマニュアルを作成）

- ・消毒、止血、アイシング、固定など

②医療機関への搬送

- ・そのときの状況や本人の症状から判断して、救急車の要請や医療機関への連絡・搬送をする。
- ・特に、熱中症や頸部・頭部の外傷など生命に関わる可能性がある場合は、すぐに練習を中止させ、救急搬送する必要がある。

③保護者、管理・運営者への連絡

- ・常に連絡先を確認しておく

④負傷した子どもを保護者へ引き渡した後の対応

- ・保護者、本人と連絡を密にとり、容体変化を確認
- ・本人および周囲の子どもたちに対する精神的なフォロー
- ・事故記録作成や保険請求手続きのために、事故発生報告書等を作成



図 59 土俵

<参考4> 熱中症の応急処置

熱中症が疑われる時の応急処置〈フロー〉

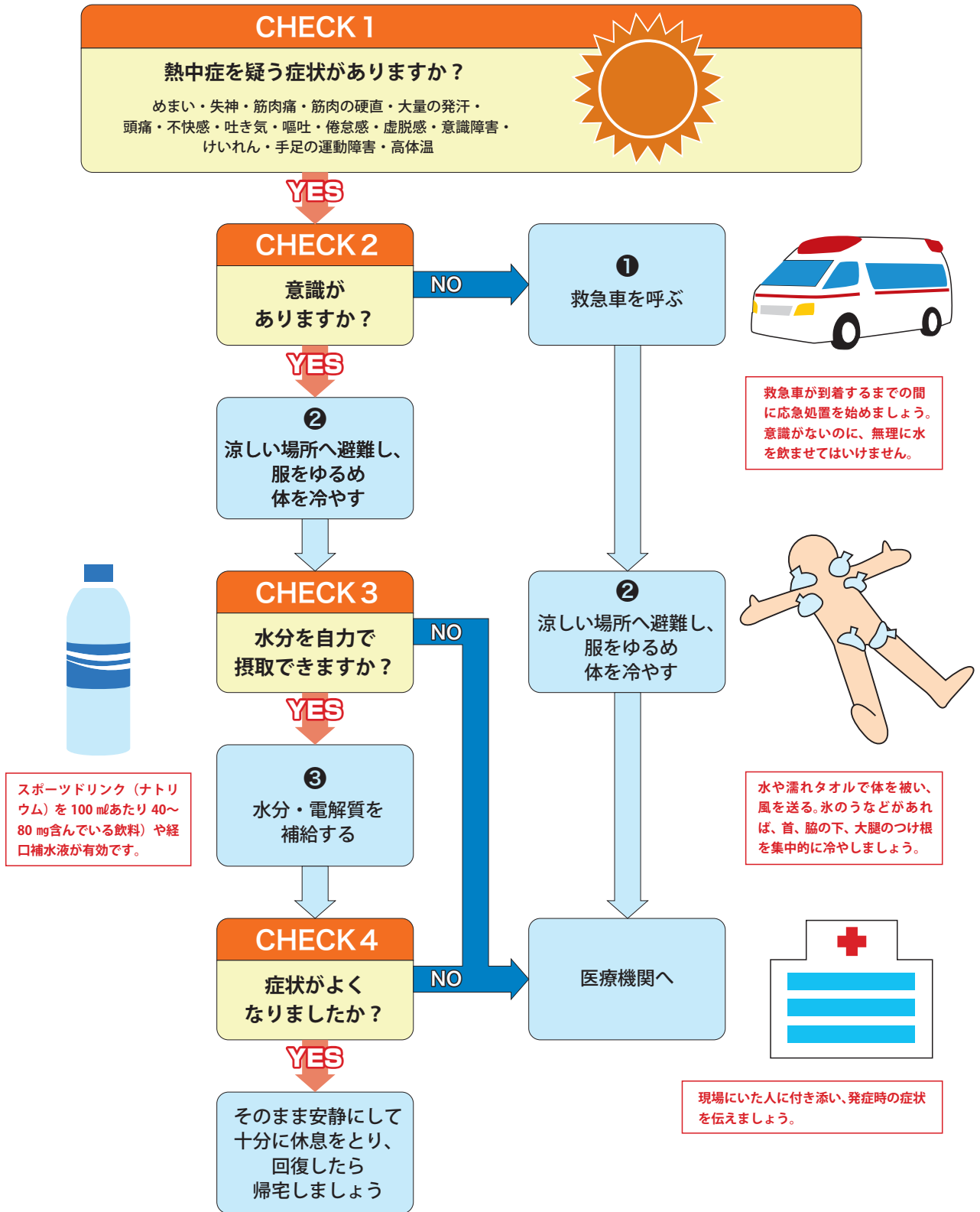


図 60 熱中症が疑われるときの応急処置フロー（文献 11 より引用）

＜参考5＞脳しんとうについて

相撲では、額で相手にぶつかっていくことがある。したがって、頭部外傷の危険がともなう競技であるといえる。脳しんとうのほか、皮下血種(たんこぶ)ができたり、頸部を痛めたりすることもある。

ラグビーでは、脳しんとうを起こした場合、その選手は2週間、練習や試合に参加してはならないという対応を取っている(文献12)。また柔道では、脳しんとうの疑いをもたれたり、医師により脳しんとうと診断された場合には、その日は練習や試合に復帰することができず、自覚的・他覚的症状の消失後に「段階的競技復帰手順」にしたがい、慎重に復帰することになっている(文献13)。

相撲では、他の競技のような厳格なルールは設けられていないが、指導者は、頭部外傷が疑われたら、すぐに練習を中止し絶対安静を保つ、という対応をとらなくてはならない。相撲指導者は、日本スポーツ振興センターがまとめた資料(文献14)、およびその中に掲載されているSCAT(Sport Concussion Assessment Tool)の資料を一読することが望ましい。

2. ハラスメントのガイドライン

表38にパワーハラスメント・チェックリストの例を示す。

①については、○か×かの2択で選ぶ。○ならば、レベルⅣになる。×ならば、②から⑦に進む。

②から⑦はそれぞれ、該当すれば○で1ポイント、

該当しない場合は×で0ポイント、半分該当するような場合は△で0.5ポイントとして評価する。②から⑦の合計が、

4.0以上：レベルⅢ「パワーハラのレベル。懲戒処分や強い指導の対象になる可能性あり。直ちに指導方法を見直すことが必要である。」

1.5～3.5：レベルⅡ「不適切なところがあるレベル。懲戒処分になる可能性あり。不適切部分を速やかに是正することが必要である。」

1.0：レベルⅠ「パワーハラかどうか慎重な判断が必要なレベル。今一度、自分の指導を見直すことが推奨される。」

となる。

表38は、あくまで一般的な目安であり、実際にはケース・バイ・ケースで、綿密に事実を確認し、総合的に判断する必要がある。

セクシャルハラスメントについては、「性的誘いを断らないのは、合意したことを意味する。」「子どもや保護者と、電話、メール、SNSなどで、性的な内容と誤解されるようなやりとりをすることがある。」「ときには、指導の際、身体接触をとめない、性的と誤解されるようなことがあるのもやむを得ない。」「相撲では、悪意のある性差別と受け取られるような指導があってもやむを得ない。」などの項目を参考にして、学校や道場・クラブなどの実態に合わせた質問項目を検討し、チェックリストを作成する。

表38 ハラスメント・チェック表の例

ハラスメント・チェック表	有無
①暴行・傷害・脅迫・名誉棄損など刑法に触れるような行為や発言をしていますか？	
②人格否定や体罰など人間としての尊厳を侵害する行為や発言をしていますか？	
③当該の行為や発言の背景に、地位や立場など人間関係の優位性はありませんか？	
④当該の行為や発言が、指導や教育の適正な範囲を超えていますか？	
⑤当該の行為や発言が、複数回または執拗ではありませんか？	
⑥当該の行為や発言が、子どもに身体的・精神的苦痛を与えていませんか？	
⑦当該の行為や発言が、周りの子どもたちが委縮するなど、活動環境を悪化させていませんか？	

(文献15を参考に作成)

3. (公財) 日本相撲連盟の関連規程

(文献 16 より抜粋)

1. 相撲選手の心がけ (こども版「相撲綱領」)

相撲は、迫力とスピードがある現代のスポーツであるとともに、日本で古くから行われている日本の国を代表する文化でもあります。私たちは、相撲を愛し、相撲の稽古をして鍛えることによって、たくましい体とねばりづよい心をつくりあげ、心も体も立派な人間として大いに世の中の役に立つようにしなければなりません。そしてまた、私たちは、このようなすばらしい相撲を世界中の多くの人々が好きになってくれるように、相撲を世界に広めていくように努めなければなりません。そこで、相撲の選手は、次の事柄に注意しながら、それぞれいっしょうけんめい相撲の稽古に励んでいきましょう。

- 相撲選手は、スポーツ選手らしく正々堂々として、いつも元気で、明るく、きちんと生活するようにしましょう。
- 相撲選手は、力が強く技がうまくなることとともに、いつも健康でいること、そしてより一層健康になることをめざして相撲を取りましよう。
- 相撲選手は、勝ち負けにこだわることなく、全力でがんばることが一番大事で、それができたら喜びましよう。また、がんばった相手の選手のこと大いにたたえ、いつも礼儀正しく行動ましよう。
- 相撲選手は、ルールを守り、審判の先生の言うことに従い、いつも正しくすがすがしく競技ましよう。相撲競技者は、競技規則を守り、審判の判定に従い、常にフェアプレーの精神に基づいて競技しなければならぬ。
- 相撲選手は、体が大きいか小さいかにかかわらず、筋道の通った正しい考え方にしたがって稽古を重ね、自分らしさを発揮しながら、どんどん強くなっていくように努力ましよう。
- 相撲選手は、何事にもどんどん積極的に取り組み、落ち着いて考え、苦しいことやつらいことにもへこたれず、あれこれほしがったりしないようにましよう。また、年上の選手のことを尊敬し、年下の選手のことかわいがって面倒

を見、よその人への思いやりのある行い、周りの人のことをよく考えたふるまいをするなど、豊かな心をもつように努めましよう。

- 相撲選手は、誰もが相撲を好きになって相撲を取るようになり、日本の国の中だけでなく外国でも相撲を取る人がどんどん増えていくよう、相撲のすばらしさを広めていきましょう。

2. 競技会規程・第6章「競技者規則」

第38条 参加団体又は参加選手は、大会開始時刻30分前までに大会本部で受付を済ませなければならない。

第39条 男子選手は、「まわし」及び「アンダーパンツ」以外は身に着けてはならない。

2 女子選手は、「レオタード」(小学生又は中学生にあっては、無地の水着も可とする。)の上に「まわし」を着けるものとし、「ブラジャー」(金属製の付属物が付いていないものに限る。)の使用が望ましい。

3 前二項の規定にかかわらず、負傷者は、包帯、サポーター、足袋等を身に着けることができる。ただし、金属製の支柱入りのサポーターその他相手に危害を及ぼすおそれがあると認められるものについては、この限りでない。

第40条 競技会における「まわし」及び「アンダーパンツ」は、本連盟公認のものとする。

2 小学校又は中学校(児童・生徒)の競技会においては、原則として、まわしの下に黒色又は紺色の「アンダーパンツ」を着用するものとする。ただし、国技館で行われる大会にあっては、この限りでない。

第41条 「まわし」は、選手の心構えを象徴するものであり、所定の締め方によってきつく締めなければならない。「まわし」が緩すぎると勝負に影響を与えるので、特に注意しなければならない。

2 「まわし」は、控え室以外では締めてはならない。ただし、競技進行中に「まわし」が緩み、締め直す場合は、この限りでない。

第42条 「まわし」には、所属団体のゼッケン及び段位取得者については段位章を付けなければならない。

第43条 土俵溜への入場は、次のとおりとする。

(1) 団体戦においては、次に対戦する2団体は、前対戦が終了する前に入場しなければならない。

(2) 個人戦においては、選手は競技順番の4番前に土俵溜の選手控席に入場しなければならない。

第44条 団体戦の競技開始前及び終了後においては、土俵溜に整列し、主審の号令で「立礼」をしなければならない。

第45条 選手は、放送委員から呼び出された後に土俵に上がり、「徳俵」の内側で塩をまき、「塵浄水」の礼を行う。ただし、準備委員会（大会当日においては、競技委員会）の決定により、「立礼」により行うことができる。

第46条 「立合い」は、選手双方が同時に両手を土俵に付き静止した後、主審の「ハッケヨイ」の「掛声」により立ち合う。

2 選手は、互いに相手と呼吸を合わせ、主審と三者一体の「立合い」ができるように努めなければならない。

3 選手は、故意に相手と動作・呼吸を合わせない「立合い」をしてはならない。

第47条 選手は、「立てまわし」、「折り込み」、包帯及びサポーターをつかまないようにしなければならない。つかんだ場合は、直ちに放さなければならない。

第48条 選手は、両手を「合掌」に組まないようにしなければならない。組んだ場合は、直ちに離さなければならない。

第49条 選手は、競技終了後「徳俵」の内側に戻って主審の号令で互いに「立礼」して、勝者はその場所に「蹲居」し、敗者はそのまま土俵を下りる。

2 勝者は、「蹲居」して「勝名乗り」を受ける。

3 「勝名乗り」を受ける場合は、目礼をする。

第50条 審判員協議の場合においては、選手は、速やかに土俵を下りて待機しなければならない。

第51条 選手は、手足の爪を短くすること等危険の防止及び身体の清潔に留意しなければならない。

2 競技に支障をきたすような髪型については、後ろで束ねる等支障が生じないようにしなければならない。

3 土俵上及び土俵溜においては、不快感を与え

るような言動をしてはならない。

4 選手は、不体裁な格好で一般席に入ってはならない。

3. 審判規程

第1章「審判規則」

第1条 審判員は、準備委員会で選出された公認審判員に限る。

第2条 審判員の編成は、審判長、主審及び副審4名（計6名）とする。

第3条 競技の勝負判定は、当該審判員に限る。

第4条 主審は、勝負判定に当たって、いかなる場合も東西いずれか、勝者方を上肢で指し示し、「勝負あった」と発声するものとする。

第5条 一度「勝名乗り」を上げて判定を下した後は、異議又は疑義の申立てをすることができない。ただし、審判員の協議結果と異なる選手に「勝名乗り」を上げた場合その他明らかに主審の勘違い又は間違いと認められるときは、この限りでない。

第6条 審判長又は副審が主審の勝負判定に対して異議又は疑義がある場合においては、協議を行うものとする。

2 異議又は疑義の申立ては、主審の勝負判定後、直ちに右手を挙手して行わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、準備委員会の決定により、主審の勝負判定に対する意思表示を紅白旗で行うことができる。この場合において、主審と同意の場合は白旗、異議又は疑義のある場合は赤旗を示すものとする。

4 副審は、見えにくい位置において勝負が決定した場合等正当な理由がある場合は、協議に際し棄権することができる。

5 協議は、原則として審判員（主審を除く。）の多数決で決する。

6 審判長は、協議に際し最終的に判定を裁定するものとする。

7 協議後の「勝名乗り」は、各審判員が所定の位置についてから行う。

第7条 勝負判定については、この規程に別段の定めがある場合を除き、次の各号に該当する場合、当該選手を勝ちとする。

- (1) 相手選手を先に勝負俵の外に出した場合
- (2) 相手選手の足の裏以外の一部を先に土俵につけた場合

第8条 「かばい手」及び「送り足」は、負けとしない。

- 2 「まわし」の「折込み」が土俵についた場合は、負けとしない。
- 3 投げ技等により勝負が決定したときにおいて、技を掛けた選手の爪先が返り、土俵についた場合は、負けとしない。

第9条 次の各号に該当する場合は、審判員の協議により当該選手を負けとする。

- (1) 負傷等により、競技続行が不可能と判定された場合
- (2) 禁手を用いた場合又は用いたと判定された場合
- (3) 選手が勝手に競技を中止した場合
- (4) 審判員が故意に立たないと認めた場合
- (5) 審判員の指示に従わない場合

第10条 禁手とは、次の各号のことをいう。

- (1) 拳で殴ること。
- (2) 胸部、腹部等を蹴ること。
- (3) 目、水月等の急所を、拳又は指で突くこと。
- (4) 頭髪をつかむこと。
- (5) 咽喉をつかむこと。
- (6) 「前ぶくろ」(前立禪)をつかむこと又は横から指を入れて引くこと。
- (7) 2回以上故意に着衣(競技会規程第39条第1項に規定する「アンダーパンツ」及び同条第2項に規定する「レオタード」等をいう。以下同じ。)をつかむこと。
- (8) 一指又は二指を折り返すこと。
- (9) 噛むこと。

2 禁手を用いられたときは、主審は、直ちに競技を中止させなければならない。

3 小学校又は中学校(児童・生徒)の競技会においては、危険防止のため、別に補則で定めるところにより、禁じ技等を設ける。

第11条 「張り手」が用いられたときは、審判員が協議の上、次の各号により処置する。

- (1) 全審判員(協議に際し棄権した審判員を除く。)が故意に用いたと判定した場合は、負けとする。

(2) 審判員のうち故意によるものでないと判定した者がいる場合は、「取直し」とする。

(3) 前号の規定により「取直し」となった勝負において、同一選手が再度用いた場合は、故意、過失にかかわらず負けとする。

2 「張り手」が用いられたときは、主審は、直ちに競技を中止させなければならない。

3 「張り手」とは、選手本人の肩幅の外側から相手の顔面を張ることをいう。

第12条 着衣をつかんだまま勝負が決定した場合(第10条第1項第7号に規定する禁手に該当するものを除く。)は、審判員の協議により、「取直し」とする。

第13条 競技中「まわし」の「前ぶくろ」が解けてはずれた場合は、負けとする。

第14条 放送委員から2回呼び出されても土俵溜りに入場しない選手については、審判長は、負けとすることができる。

第15条 「立合い」は、主審の「掛声」によって立ち合わせるものとする。

2 手をつく位置は、「仕切線」の後方とする。

3 両手を瞬間的につく「立合い」は、認められない。

4 主審は、選手が「掛声」の前に立ち上がった等不適当な「立合い」が行われたと認めるときは、「待った」をかけ、「立合い」のやり直しを行う。

第16条 審判長は、主審の「掛声」にかかわらず、「立合い」の不成立を認めた場合は、直ちに右手を拳手して、競技を中止させるものとする。

2 前項の場合は、直ちに「立合い」のやり直しを行う。

3 「立合い」の成立・不成立の判断は、原則として審判長に委ねられる。ただし、副審が「立合い」の不成立を認めたときは、競技終了後、「立合い」の不成立の申立てをすることができる。この場合においては、審判員の協議により決定する。

第17条 競技開始後5分を経過しても勝負が決しない場合は、競技を中止し、直ちに「取直し」とする。ただし、女子又は小学生若しくは中学生の競技については、3分とする。

2 計時審判員から合図があったときは、審判長

は、主審に対して競技の中止を指示する。

第18条 審判長又は副審が勝負が決定したことを確認した場合において、主審が判定せずに競技が進行したときは、次の各号に定めるところにより処置する。

- (1) 「踏越し」、「掃き手」等勝負を決定する確実な跡がある場合は、右手を挙手して勝負が決定したことを明示するものとする。
- (2) 前号の明示があった場合においては、審判長は、主審に対して競技の中止を指示し、協議により勝負の決定を確認する。
- (3) 勝負を決定する確実な跡が「蛇の目」等に確認できない場合は、競技終了後に疑義の申立てを行い、協議により決定する。

第19条 競技進行中、主審が誤って「勝負あった」と宣告した場合は、審判長又は副審の異議の申立てにより協議を行い、「取直し」とする。

第2章「審判員服務規則」

第20条 審判員は、その言動が選手や一般観衆に及ぼす影響の大きいことを自覚し、判定に当たっては、公正中立を旨とし、いささかも動揺があってはならない。

第21条 審判員は、勝負判定を行うほか、選手に対する指導的役割を果たすものとする。

2 土俵上又は土俵溜でマナーに反する言動がなされた場合においては、審判員は、直ちに注意しなければならない。

第22条 審判員は、安全に競技ができるよう土俵の管理に留意し、必要な場合は、直ちに所要の処置を講じなければならない。

第23条 審判長は、勝負判定に関する一切の責任を負う。

第24条 主審は、両選手が土俵に上がってから競技を終えて土俵を下りるまで、その進退に関して一切の主導的立場にある。

第25条 副審は、審判長を補佐し、判定に誤りのないよう努めなければならない。

2 正面の副審は、計時審判を兼ねる。

第26条 審判幹事は、審判員の割当てその他審判に関する庶務一切を行う。

第27条 異議又は疑義が生じた場合は、審判員は、直ちに土俵中央で協議を行わなければならない。

ない。

第28条 勝負が見えにくい位置で決定し、主審の判定が確認できない副審は、疑義の申立てをすることができる。

第29条 異議又は疑義の申立ては、「決まり手」を明確にして、簡単明瞭にしなければならない。

第30条 協議においては、主審は、判定理由を明確に申し出て、協議上の参考にするものとする。

第31条 協議に際しては、自己の判定の正当性を主張するあまり、競技進行の妨げとなることのないようにしなければならない。

第32条 審判長は、第6条第6項の規定により裁定を下す場合においては、少数側に裁定の正当性を納得させるよう努めるものとする。

第33条 競技進行中、選手に負傷、出血等が認められた場合においては、直ちに競技を中止するとともに、医務委員（医師）の診察を受けさせなければならない。ただし、負傷、出血等の程度が軽微であって主審の応急処置により競技の続行が可能であると認められるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審判員の協議により、以後の処置を決定する。

3 前項の協議に際しては、医務委員の診断を尊重して決定しなければならない。

第34条 主審は、選手と三者一体の気合の合致した「立合い」ができるよう努めなければならない。

第35条 競技中に「まわし」の緩み等を直すために主審が一時競技を止める場合は、細心の注意を払い、競技に影響を与えないようにしなければならない。

2 競技を再開するときは、審判長及び副審に異議がないかを確認してから、両選手の背中に手を置き、「いいか、いいか」と声をかけ、背中を軽く打ちながら「ハッケヨイ」の「掛声」により再開する。

第36条 主審は、次の各号に規定する場合は、当該選手に対し、直ちに手を離すように指示しなければならない。ただし、指示を与えることが不可能なときは、この限りでない。

(1) 選手が「立てまわし」又は「折込み」をつ

かんだ場合

(2) 選手が着衣をつかんだ場合（第10条第1項第7号に規定する禁手に該当するときを除く。）

(3) 選手が包帯、サポーター等をつかんだ場合
第37条 主審は、選手が両手を「合掌」に組んだ場合は、組んだ手を離すよう指示しなければならない。

2 前条ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

第38条 主審の動作は、次のとおりとする。

(1) 選手が土俵に上がり「塵浄水」（立礼の場合を含む。）を行うとき、主審は向正面徳俵の内側（以下「基本位置」という。）に位置する。

(2) 選手が土俵中央に進むと同時に、主審は、基本位置より2歩程度前に位置する。

(3) 両選手が「蹲居」して呼吸を調えるのを確かめ、「構えて」の「掛声」をかけ、両脚を1歩半引いて開脚する。続いて、「手をついて、待ったなし」と「掛声」をかけ、膝を軽く曲げるとともに、両腕を手の平を内側に向けて軽く伸ばし、「立合い」を促しながら、「ハッケヨイ」の「掛声」によって立ち合わせる。

(4) 「立合い」が不成立の場合は、再度前号に規定する動作を繰り返す。

(5) 相手よりも早く両手をついた選手に対しては「まだよ、まだよ」と「掛声」をかけて「立合い」を抑え、他方に対しては「手をついて、手をついて」と「掛声」をかけて両手をつくように指示し、選手双方が両手をついた後「ハッケヨイ」の「掛声」によって立ち合わせる。

(6) 両選手が立ち上がったからは、「のこった」又は「ハッケヨイ」の「掛声」をかける。この場合において「のこった」は技を掛けているときに用い、「ハッケヨイ」は両選手が動かないときに用いる。

(7) 勝負の決定と同時に「勝負あった」と発声し、上肢で東西いずれか、勝者方を指し示す。

(8) 「勝名乗り」を上げる場合は、基本位置に

戻り、「礼」の号令によって両選手に「立礼」をさせた後、勝者に対して上肢を向け「東（西）の勝ち」と発声する。

第39条 主審は、競技中、「勝負俵」及び「蛇の目」を踏まないように留意しなければならないとともに、正面に背中を向けないように努めなければならない。

第40条 主審は、選手の動きの妨げにならないよう、動作を機敏にしなければならない。

第41条 主審は、判定しやすい位置、体勢及び角度をとるよう努めなければならない。

第42条 主審は、団体戦の競技開始前及び終了後、基本位置において東西の選手を整列させ、「礼」の号令により立礼させる。

第43条 審判員は、入退場に際し土俵溜の位置に整列し、主審の号令により立礼しなければならない。

第44条 審判員の交代は、次の各号に定めるところにより行う。

(1) 現審判員は、各審判員席で主審の号令で立礼し、土俵溜の所定の位置に移動して整列する。

(2) 次回審判員は、土俵溜の所定の位置に整列して前号の主審の号令で立礼し、各審判員席に移動する。

(3) 前二号の規定により移動した後、次回主審の号令で立礼し、交代を終了する。

(4) 第1号及び前号の主審の号令は、基本位置で行う。

第45条 審判員として不適格と認められる者があるときは、審判長の具申により競技委員長が処理する。

<審判規程補則>

この補則は、審判規程第10条第3項の規定に基づいて定めるものであり、小学校又は中学校（児童・生徒）のすべての競技会に適用される。

第1条 危険を防止するため、次の各号の技を「禁じ技」とする。

(1) 反り技（居反り・撞木反り・掛け反り・たすき反り・外たすき反り・伝え反り）

(2) 河津掛け

(3) 鯖折り

(4) 極め出し・極め倒し (かんぬき)

第2条 「禁じ技」が用いられた場合は、直ちに競技を中止し、「取直し」とする。

2 審判長は、「禁じ技」が用いられたと認めるときは、直ちに右手を挙手し、主審に競技の中止を指示する。

3 主審は、「禁じ技」が用いられたと認めて競技を中止した場合は、審判長の指示を受ける。

第3条 「禁じ技」で勝負が決まった場合は、審判員の協議により「取直し」とする。

第4条 同一選手が「禁じ技」を二度用いた場合は、審判員の協議により負けとする。

第5条 危険を防止するため、次の各号の状態を、「危険な組手」とする。

(1) 脇に入った相手の首を極めること。(抱え込む)

(2) 後頭部を相手の腹部につけること。(突っ込む)

(3) 鴨の入首

第6条 「危険な組手」となった場合は、直ちに競技を中止し、「取直し」とする。

2 審判長は、「危険な組手」と認めるときは、直ちに右手を挙手し、主審に競技の中止を指示する。

3 主審は、「危険な組手」と認めて競技を中止した場合は、審判長の指示を受ける。

第7条 同一選手が「危険な組手」(鴨の入首を除く。)を二度用いた場合は、審判員の協議により負けとする。

4. 用語集 (文献 17 を一部改変)

ア

■いなし

相手の攻め(押し・寄り・突き)に対して、体を開き、相手が攻めてくる方向に押すこと。

■うけみ【受け身】

倒されたり、投げられたときの衝撃を和らげるための動作。怪我の予防のために身につける必要がある。「転び」ともいう。

■うでをかえす【腕を返す】

差した腕の肘を上げて、相手の上体を起こすこと。「腕(かいな)を返す」ともいう。

■うわて【上手】

相手の腕の外側になった腕のこと。この状態でまわしを引けば「上手まわし」になる。

■うわてだしなげ【上手出し投げ】

相手の上手前まわしを取り、体を開いて横に出すように投げる技。

■うわてなげ【上手投げ】

相手のまわしを上手で取った方から投げる技。相手の体を横に出すように投げた場合は、「上手出し投げ」という。

■うわてひねり【上手ひねり】

上手まわしを取った方から、相手を下方にひねるようにして倒す技。

■おっつけ【押っつけ】

相手が差してくるときに、脇を締めて肘と腰で斜め上の方向に相手を押上げるようにすること。

カ

■がぶりより【がぶり寄り】

相手を上下に揺さぶりながら寄ること。徐々に重心を低くすることが望ましい。

■かんいまわし【簡易まわし】

まわしに似通った仕様で、ズボンの上から装着するもの。

■きけんなくみて【危険な組手】

日本相撲連盟の競技会規程と審判規程補足で定められた組手。脇に入った相手の頭を抱え込み締めあげている状態、後頭部を相手の腹部につけた状態、ラグビーのスクラムのように互い

に頭を相手の脇あるいは肩の下に入れた状態(鴨の入れ首)がある。

■こしわり【腰割り】

中腰の構えから上下に動く練習・トレーニング。

■こてなげ【小手投げ】

相手の差し手を外側から抱え込み、まわしを取らずに投げる技。まわしを取っていると上手投げになる。

サ

■さして【差し手】

相手の腕の下側(内側)に入れ込んだ腕のこと。

■さす【差す】

自分の腕を相手の腕の下側(内側)に入れ込むこと。

■しお【塩】

土俵を清めるときに使用する。

■しきり【仕切り】

蹲踞姿勢から立ち上がり、両足の位置を決め、腰を下ろして両手を土俵につくまでの動作、あるいは腰を下ろして両手をついた構え。

■しこ【四股】

両足を開き膝に手を添えて腰を下ろした構え(中腰の構え)から、足を交互に上げて踏み下ろす一連の動作。

■したて【下手】

相手の腕の内側になった腕のこと。「差し手」ともいう。この状態でまわしを引けば「下手まわし」になる。

■したてだしなげ【下手出し投げ】

相手の下手前まわしを取り、体を開いて横に出すように投げる技。

■したてなげ【下手投げ】

相手のまわしを下手で取った方から投げる技。相手の体を横に出すように投げた場合は、「下手出し投げ」という。

■したてひねり【下手ひねり】

下手まわしを取った方から、相手を下方にひねるようにして倒す技。

■しぼりこみ【絞り込み】

差してきた相手の肘をつかみ、相手の腕を内側にねじり、押し上げること。

■しゅしん【主審】

大相撲でいう行司。勝負判定を行うだけでなく、競技者が土俵に上がってから競技を終えて土俵を下りるまでを主導する。

■しんばんちょう【審判長】

審判団の責任者。勝負判定に関する一切の責任を負う。他の審判から異議または疑義の申し立て（大相撲では物言い）があった場合には、審判団を集め土俵中央で協議を行い、判定を下す。

■すくいなげ【すくい投げ】

自分の差し手でまわしを取らずに投げる技。まわしを取っていると下手投げになる。

■すな【砂】

土俵の中と俵の周りに撒く。勝負俵の中の砂により、足が適度に滑るようになる。勝負俵の外の砂は、勝負判定に用いられる。

■すもうばんつ【相撲パンツ】

まわしの代わりに使用する着衣で、布製のベルトが付いた半ズボンのこと。

■すりあし【すり足】

足の裏を地面から離さないようにして移動すること。

■そんきょ【蹲踞】

腰を深く下ろし、つま先立ちで両膝を開いた姿勢のこと。背筋を伸ばし肩の力を抜くことが重要。

タ

■だしなげ【出し投げ】

体を開き、相手を横に出すようにして投げる技。上手から投げれば「上手出し投げ」、下手から投げれば「下手出し投げ」となる。

■たちあい【立ち合い】

仕切りのあと、審判のかけ声で立ち上がり、相手と接触するまでの動作のこと。

■ちゅうごしのかまえ【中腰の構え】

足を肩幅よりやや広く、両つま先は約120度開き、両膝が約90度になるまで腰を下ろした構え。

■ちりちょうず【塵浄水】

相撲の伝統的礼法。対戦の前に正々堂々と競

技することを互いに誓い合うという意味をもつ。

■つきおとし【突き落とし】

相手の腕、脇腹あるいは肩に手を当て、体を開いて相手を下へ突くようにして前に落とす技。

■つっぱり【突っぱり】

左右交互に手のひらで相手の胸や肩を突くこと。腕を下から上に回転させるようにして突くと、相手を押し上げることができる。

■つり【吊り】

相手の両まわしを引きつけて吊り上げること。そのまま土俵の外に運び出すと、吊り出しとなる。

■つりより【吊り寄り】

相手の両まわしを引きつけて吊りぎみに寄ること。

■てっぽう

突き、押しの腕と運び足を連動させた基本動作のこと。「調体」ともいう。

■どひょう【土俵】

粘性の強い土（荒木田土）でできた相撲の競技場の呼称。勝敗が決まる俵（勝負俵）の直径は4.55メートルである。中央に70センチメートル間隔の仕切り線が引かれている。

ハ

■はこびあし【運び足】

相撲で体を移動する際の足の動かし方。足の裏を地面から離さず、すり足で動くことが望ましい。

■ひきつけ【引きつけ】

相手のまわしを取り、自分の方に引き寄せること。

■ひだりよつ【左四つ】

互いに左手が相手の腕の下側（内側）になり、右手が上側（外側）になった組み手。

■ふくしん【副審】

最終的な勝負判定に誤りのないよう審判長を補佐する。主審の判定に異議または疑義が生じた場合は、右手を挙手して申し立てをしなければならない。正面・向正面・東・西に配置される。

マ

■まえさばき【前さばき】

有利な体勢にもっていくための攻防をいい、「差す」、「巻き返し」、「おっつけ」などの技を用いて、相手との主導権争いをする事。

■まきかえし【巻き返し】

相手に差された腕を差し返すこと。

■まわし【まわし】

一般に相撲で使用される独特の着衣である。通常、綿でできており、長さは数メートルである。体の大きさにより異なるが4、5回巻くのが一般的である。

■みぎよつ【右四つ】

互いに右手が相手の腕の下側(内側)になり、左手が上側(外側)になった組み手。

■みず【水】

土俵に適度な湿り気をもたせるために撒いたり、競技前に口をすすぐために使用したりする。土俵のそばのおけ桶に入った水を「ちから水」と呼ぶ。

■みとりげいこ【見取り稽古】

他人の相撲を見て自ら学ぶこと。

■もろてづき【両手突き】

相手の肩や胸を両手で突くこと。

ヤ

■よつ【四つ】

腕を脇の下に入れ(差し)組み合った状態。

ラ

■りつれい【立礼】

競技の前後に行う。試合前は、正式には塵浄水の礼を行う。